

沿岸広域振興局長告示第98号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年12月12日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351100045	児童デイサービス さんこま	釜石市橋野町第9地割44番地7	一般社団法人三陸駒舎	平成29年12月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351100045	児童デイサービス さんこま	釜石市橋野町第9地割44番地7	一般社団法人三陸駒舎	平成29年12月1日